

在日ビルマ人の闘い

現在、日本に住むビルマ人は約1万人。その半数近くが難民申請している。
民主化運動の活動家だったビュー・ビュー・モンが軍事政権を逃れ来日したのは1992年。
自身も難民申請中の身ながら、民主化運動の活動を続け、在日ビルマ人の支援に
励んでいる。そんな彼女の日本での活動や在日ビルマ人たちの現状を追った。

文／大川秀史 写真／広河隆一

Text by Hidefumi OKAWA Photo by Ryuichi HIROKAWA

ビュー・ビュー・モンの自宅。こ
屋に4人で暮らしている。自宅
ルマ問題共同行動委員会(JAC)
日本支部の事務所も兼ねている。
真はすべて東京都内。2010年

部の出血で入院しているビルマ女性に付き添い手術室に向かうルー・ビュー・モン。日本語の話せないビルマ人患者のために医師と翻訳もしている。



難民認定の狭き門

今年11月、ビルマ(注1)で総選挙が実施されると伝えられている。しかし、アウン・サン・スー・チー女史率いる

NLD(国民民主連盟)は、「政党登録法」(注2)で排除された。これに先立つ08年には新憲法も起草され、圧倒的多数で承認されている。ところが最も重要な憲法上の権利の一つである「表現の自由」は、「国家の安全、法と秩序の普及、共同体の平穏、公の秩序や道徳等のために制定された法律に従う」などと位置づけられた。この間、国連をはじめ各国特使が繰り返しビルマ入りし、民主化の推進や政治犯の即時釈放を要請してきたが、軍事政権は頑なな態度を取り続けている。

タンシユエ国家平和発展協議会議長らによる独裁と貧困から逃れ、ビルマ人たちが続々と国外脱出を余儀なくされている。多くが東南アジア諸国に滞在する中、わが国に辿り着いて庇護を求めざるもいる。現在、約1万人の在日ビルマ人中、半数が民主化運動に属すると推計され、その大半が難民認定申請を行っている。

しかし、日本の難民認定の門は極めて狭い。07年9月末の映像ジャーナリストの長井健二氏射殺事件以後、ビルマ人に対する難民認定数及び難民に準じる在留特別許可数が増加してはきた

08年382人、09年478人に過ぎない。今後、新たに庇護を求めて来日する者も見込まれ、在日ビルマ難民全員に庇護ビザが行き渡るには、なお10年以上を要すると推計される。

無事に来日できても、亡命生活は困難ばかりである。入管施設への長期収容の不安、当面の日本語のハンディ、入居させてもらえるアパートもわずか、健康保険も加入資格外、職場や第三者とのトラブルに際しても訴え出ることにはほぼ不可能、母国での学歴や職歴を生かす機会の乏しさ、将来の人生設計が立てられないこと等々、難民申請者たちの精神的・肉体的苦痛は計り知れない。ビザが支給された後も、支援してくれる人の少なさ、さまざまな外国人差別、そして故郷や残してきた家族への想い等は変わることはない。

ビルマ人女性ビュー・ピュー・モンも、なおわが国で難民認定申請を続けている一人である。少数民族モン族出身、ヤンゴン大学化学部卒の才媛で、卒業直後に1988年夏の大規模民主化運動を迎えた。ヤンゴン学生連盟の地区役員や、民主学生青年組織の発起人の一人に名を連ね、綱領起草や広報活動に尽力したが、ほどなく当局の摘発を受けて両組織とも壊滅した。地方都市潜伏後にシンガポールに脱出、92年5月に来日を果たしている。

しかし、病死した父親、ビルマで当

1)本誌では、軍事政権が名付けた「ミャンマー」という国名を使用せず、「ビルマ」と記載しています。
2)軍事政権が3月に制定。有罪判決を受けた者は、政党のメンバーになることを禁止すると規定されている。



す母親や姉、投獄されたままの友人らへの想いに苛まれてきた。息を潜め、厨房でのアルバイト生活をしてきたが、06年8月にはオーバーステイで収容もされた。9か月間の入管収容所生活では、高血圧や心因反応に苦しんだ。仮放免後、かつての民主家運動の同志より、タイ・ビルマ国境の町メーソットに本拠を置くJACBA(ビルマ問題共同行動委員会)の日本支部代表に任命された。自ら未だビザを手にできないというのに、在日ビルマ人たちの日常生活支援に日々、明け暮れている。

彼女の携帯電話は、支援を求めるビルマ人たちからの電話で鳴り止むことがない。ある日は区役所への外国人登録や婚姻届提出に立ち会って通訳・窓口折衝に務め、またある日は手術や出産を控えるビルマ人のために医療機関と掛け合う。終日、母子家庭の面倒を見ることもある。これらの日常支援活動がなければ、在日ビルマ人やその家族は民主化運動に参加することもままならないだろう。

入管に収容されている者からも、善後策のアドバイスや物品差入の要請を次々と受け、茨城・千葉・東京・神奈川の弁護士約10人の支えの下、面会活動にも従事している。そのうちの一人、宮田百枝弁護士は語る。

「ビュー・ビュー・モンさんは、困っている人がいると放っておかず、見返

りも受けずに、朝から晩まで自分の時間を犠牲にして働き続けています。そんな彼女と接していると、私自身、もつと頑張ろうと自然に勇気が与えられます。また、彼女に助けられたビルマ人たちも、支援を受けたことで、今度は自分が支援者になろうとし、在日ビルマ人同士の間にも、助け合いの関係が生まれています。彼女の献身的で活動的な生き方からは、人間関係が希薄になつてしまった日本社会が学ぶべきものがたくさんあると思います」

ビュー・ビュー・モン自身、難民認定を求める自らの訴訟の中で、あるべきリーダー像につき、次のように表現した。

「他人のために犠牲になる、自らを差し出せる人ということだと思います。その手助けをした人は、他人が成功することをを見て生き続ける。そして、問題が解決してほつとして人を見る。自分も嬉しい。人の前に立つて上から命令する人ではなくて、後ろで、分からないところで人助けする、そういう人が理想的なリーダーではないかと、私はいつも思っています」

残念ながら先日、東京地裁は彼女の難民認定の訴えを退けた。彼女はなお、控訴審での闘いを強いられている。敗訴が確定すれば、入管に再収容される可能性も否定できない。

全く先が見えない中、彼女はなお同胞たちの生活支援に精を出している。

1988年8月8日の民主化運動22周年記念デモで進行する在日ビルマ人たち。ビュー・ビュー・モン・アウン・サン・スー・チー女史の写真を掲げながら参加した(2列目左から2人目)。

おおかわ・ひでふみ
1998年弁護士登録。南カリフォルニア大学法科大学院卒。現在、「全国難民弁護団連絡会議」世話人。「在日ビルマ難民たすけあいの会」顧問。アジア・アフリカ各国からの難民申請者のために業務の大半を割く。昨年11月には、タイ・ビルマ国境の難民法廷学校で難民法講義を行った。

ひろかわ・りょういち
本誌編集長。

